

~~~~~  
論 説  
~~~~~

市場経済移行下ヴェトナム紅河デルタの行政と農村社会

——2011～12 年現地調査に基づく試論——

藤 田 幸 一*
柳 澤 雅 之**
大 野 昭 彦***

1. 課題

本稿は、主に 2011 年と 2012 年の 2 回の現地調査に基づき、ヴェトナム紅河デルタ農村の行政組織と農村社会について、とりわけ農業合作社とヴェトナム共産党の大衆組織（農民会、婦人会、退役軍人会など）の活動とその意義について論じることを主な目的とするものである。

なぜ、どういう視点から上記の問題を取り上げるかについて、以下少々長くなるが、説明をしておきたい。

ヴェトナム北部の紅河デルタ農村は、第二次世界大戦後、激変の歴史を経験してきた。1945 年の日本軍撤退後、独立を宣言するも、翌年にはフランス軍がハノイを占拠し、それが第一次インドシナ戦争に発展する。1954 年にはフランス軍が降伏、ヴェトナムは独立を勝ち取るが、北緯 17 度線での国家の分断を余儀なくされる。その後南ヴェトナムで反政府運動が激しくなり、64 年には米軍が本格的介入を開始し、いわゆるヴェトナム戦争が勃発する。泥沼化した戦争が終結し、米軍の撤退が完了するのは 73 年であり、76 年ようやく統一ヴェ

* 京都大学東南アジア研究所

** 京都大学地域研究統合情報センター

*** 青山学院大学国際政治経済学部

トナム（ヴェトナム社会主義共和国）が成立することになる。

その後、1986年にはドイモイ（刷新）政策が開始され、市場経済化の動きが加速化する。88年には農業合作社の土地の使用権を農民に付与し、生産主体を個別世帯に任せる決定がなされ、農民への土地分配が始まった。また93年の新土地法成立により、土地使用権の相続、譲渡、担保権などが承認されることになる。紅河デルタ農村の本格的発展は、それ以降、現在に至るわずか20年ほどの動きであったのである。

ここで、紅河デルタ農村の集団農業制導入とその解体に至る経過を簡単に整理しておくのが有用であろう¹⁾。

1954年の人民軍のハノイ入城後、産業復興はまず農業改革から始まった。1953年以降、解放区で部分的に実行されてきた土地改革が、54年から55年にかけて17度線以北の全土に展開された。合計81万ヘクタールの土地が没収または強制買上げされ、800万の農民に分与された。しかし、北部農村は圧倒的な零細農によって構成され、独占的な地主は例外的存在であったにもかかわらず、貧農に分与する土地の確保のため、村落の中核的な小農群上層の多くが「地主」とされ、反動分子として処刑されたり南部に亡命したりという内幕であった。村落社会は党と新政府への不信感を強めることになり、党中央書記長の更迭へと発展した²⁾。

その後、1958年の中央委員会で、60年までに農村の初級合作社化を完成することが決議された。初級合作社は、土地その他生産手段を各農家が拠出して共同耕作するが、利益分配は土地その他生産手段の出資比率に応じて行うものである。60年末には4万余りの初級合作社が成立し、農家の85%強が参加する状況まで進展した。しかし、本当の意味の集団農業制は、土地その他生産手段をすべて集団所有にし³⁾、利益配分を労働力の対価としてのみ行う高級合作

1) 桜井(1999a: 442-446頁)を参考にした。

2) 土地改革は、中国のやり方を機械的に適用したため、悲惨な結果を招いたとされる。その凄惨さは、たとえばバックニン省ヴィエムサー社の経験からも、その一端をうかがい知ることができる(宮沢1999: 78-83頁)。

3) ただし5%の自留地を除く。

社に至ってはじめて完成する。高級合作社への移行は漸次進められ、67年末までに、農家の合作社加入率は88%、合作社に占める高級合作社の比率は43%に上昇した。

すなわち、紅河デルタの集団農業制は1960年代後半には一応の完成をみたが、それは農民の生産意欲減退による生産低迷を招くことになる⁴⁾。そしてその対策として、1981年には生産物請負契約制度をスタートさせたが、十分な生産の回復が達成できず、本格的改革は上述のように88年まで持ち越された。結局、集団農業制は、20～25年続いたことになる。

人口密度がきわめて高い紅河デルタ農村では、集団農業制解体後の農民1世帯当たりの土地分配はきわめて零細にならざるを得なかったが、その効果は大きかった。まず、農民の生産意欲が高まり、農業生産が急増した⁵⁾。たとえば、ヴェトナム全国のコメ生産量(粍)は、1988年の1700万トンから90年に1923万トン、95年に2496万トン、2000年に3253万トン、2005年には3583万トンへ飛躍した。20年足らずの間にコメ生産量は2倍以上に達した計算になる。1ヘクタール当たり収量も、3.0トン(1988年)から3.2トン(90年)、3.7トン(95年)、4.2トン(2000年)、4.9トン(2005年)に上昇した(トラン・ヴァン・トウ2010:187頁)。また、コメの二期作が進み、零細規模の紅河デルタ農村でも、農家レベルのコメ自給がほぼ可能になった。コメ以外の作物、とりわけ果樹、野菜、畜産、そして農村工業も発展し、さらに2000年以降になると外資導入を梃子にした工業化の進展に伴い、工場労働などに出る農村世帯員が急増した。

一言でいえば、まずは稲作生産性の向上に伴う食料増産、その後は農業多角

4) ヴェトナム戦争がなかったら、もっと農民は非協力であったろう。戦争終結直後の1976年のコメ生産量1349万トン(粍)は、80年に1441万トンで年率1.3%増にとどまった。特に北部では同期間に641万トンから600万トンへ、1人当たりで247kgから214kgに激減し、80年には160万トンのコメ輸入を余儀なくされた(トラン・ヴァン・トウ2010:183頁)。

5) ただし集団農業解体後の農業生産の急速な伸びは、単に家族農業への移行によって達成されたものではなく、集団農業制の下での灌漑・排水事業など農村インフラ整備の進展に基盤があった点を見逃してはならない。

化や高付加価値化、そして農村内非農業部門の発展や外資系工場などへの農家世帯員の「兼業化」という形で、紅河デルタ農村の経済はかなり順調な発展を遂げてきたといえるのである。

以上のような動きの中で、われわれが目にするのは、次の点である。

すなわち、東南アジアの中では例外的に強力な結合力を持つといわれる紅河デルタ村落の共同体的紐帯は、市場経済化が加速的に進展する中で、どのように変化しつつあるのかという点である⁶⁾。

桜井(1999b: 119-120頁)によると、紅河デルタの伝統的村落は、15世紀頃当時の黎朝政府がデルタの自然村落を基礎に、500戸以上を大社、100戸以上を小社と規定した「社」(xa)と呼ぶ納税と兵役負担のための団体を組織したことに始まり、社には公田(官田)と呼ばれる水田が付与され、税納入、兵役などの財源とされた。公田は、社民に平等に分配され、3年または6年ごとに割り替えされた。社は、16世紀以後の国家権力の著しい衰退分裂と長期の戦乱のなかに、自治的な共同体としての内実を強めていった⁷⁾。

さらに桜井(1999b)は続ける。まず社の中からもまった自然村落が社の機能を奪って組織として自立した。また社の外郭に新たに成立した村落も自立した。その多くは村(thon)と称した。旧来の社と新たに生まれた、または分かれた村をあわせて社村と呼ぶが、一般にはこのような自治権をもった集落をラン(lang)と呼んでいた。また、初期には地方官によって管理されていた公田は、18世紀段階では村落の自主管理に任され、ラン村落の共有財産を形成した。ラ

6) 「一般に東南アジアの村落は、結合の契機が著しく弱い、ルースリー・ストラクチュアードな集団として概観される。このなかで革命以前のベトナム村落、特に北部のそれは中東部ジャワとならんで強力な結合力をもつことで知られる」(桜井1987: 3頁)。

7) 桃木(1990)などによると、北部ヴェトナムでは、「非東南アジア的」で「中国的」な官僚制、領域支配の観念が13世紀以来定着していき、また紅河デルタは16世紀までにはほぼ開発し尽くされ、6,000もの行政村落(社)が分布していた。北部ヴェトナムは、17世紀末以降、陶磁器や日本向け生糸の輸出が衰退して国際交易ネットワークからはずれ、18世紀の世界的天候不順に見舞われたことも相まって、飢饉と反乱の続発の中で、国家・中間権力の搾取と流民の襲撃からの防衛のために、村落が閉鎖化・自立化していったという。

ン村落の基本的な社会的自治的性格は、19世紀初めの阮朝初期に確立し、仏領期を経過し、1954～55年の土地改革によって私有化されるまで変化していない。なお自治村落ランの経済的基礎たる公田は、土地改革直前には、紅河デルタ全域に約23万ヘクタールあり、全水田の約20%を占め、多くの農ん家族が公田の支給分に頼っていた。またラン村落はさらにソム(xom)という近隣集団に分けられ、ラン村落の村内行政はソム集団を介して村民個人と関係した。

バックニン省ヴィエムサー社を詳細に研究した宮沢千尋によれば、紅河デルタの自治村落ランの内実は、次のようであった。すなわち、王朝時代から、社・村は、厳格な成員権や独自の規約である「郷約」(houng uoc)を持ち、村落共有田である公田を自らの手で分給し、社の守護神である城隍神(thanh hoang)を祭祀する祭祀圏と、村内婚を規範として村外婚を規制する婚姻圏を共にする堅固な団結を維持していた。社・村は耕地と集落をともにし、信仰・婚姻の範囲である点で、その成員にとっての生活圏であり、行政単位である社・村とは別に、こうした領域を人々は「むら」(lang)と呼んだ(宮沢1999: 23頁)。社には、役人としての里長(ly truong)と副里(pho ly)が配置されていたが、別途、むらの有力者層からなる耆目会同があり、里長の権力は一般に耆目会同に従属するものとされ、むらの財政や祭礼の役割分担や徴税についても、耆目の筆頭である先紙やその補佐の次紙(里長経験者以外、先紙や次紙の地位には就けなかった)の指示・協力のもとに行っていた(同上36頁)。ヴィエムサー社の郷約には、むらに入って三代にならない者が亭(dinh)(城隍神を祭り、むらの集会場も兼ねる、むらのシンボルの建築物)の守になることを制限する条項が含まれていた(同上42頁)。

ただし、紅河デルタの伝統的村落は、土地所有を基礎にした階層性のかなり強い社会でもあり、大量の土地なし世帯を抱えていた⁸⁾。しかし、私田を所有

8) たとえば、北寧(バックニン)省の5村では、丁数(人頭税納入者)2179人の内33.7%が土地なしであり(Gourou, 1936)、宮沢のヴィエムサー社でも、全世帯の少なくとも4.1%が22.7～27.2%の耕地を所有するという耕地の集中があり、農業だけでは自給できない零細土地所有者・土地なし層が数多く存在していた(宮沢1999: 26頁)。

しない土地なしの多くは小作をしていたし、デルタ農村平均で水田の20%を占めた公田については自治村落ランがコントロールし、16歳で入村⁹⁾した男子に年齢に応じて分給し、定期的に割り替えを行っていたから、経営地を全くもたない純粹の労働者階層はほとんどいなかったと考えられる。紅河デルタの農業経営は昔も現在も基本的に家族労働主体で行われてきたから、宮嶋博史のいう「小農社会」の要件にあてはまるといえよう¹⁰⁾。

以上のような紅河デルタの農村制度は、第二次大戦後、大きく変容する(桜井1999b: 120-121頁)。まず1945-54年にかけて社が再編される。省(tinh)一県(huyen)の下に社(xa)を設け、社に行政府である人民委員会、人民委員会の諮問機関であり、協賛機関である人民議会を設置して複数のラン村落(むら)を付属させた(すなわち、宮沢の調査地ヴィエムサー社では社=むらであったが、新しく設置された社が複数のむらを統治するケースも多く発生した)。第2に、1954-55年の土地改革で公田のすべてが私有化され、ラン村落の共同財産は失われ、同時に公田分配機能も失われた。第3に、1958-60年にかけての合作社化により、紅河デルタの全水田が集団所有となり、零細農民の集団としての村落結合が失われた。合作社は、もともと近隣集団ソムを単位(生産隊)として出発したが、65年以降、ヴェトナム戦争の戦時要求から合作社の大規模化が進められ、ランごとの合作社が生まれ、ついで75年以降、行政村落(社)の拡大とともに、行政単位と合作社単位的一致(つまり社レベルの合作社化)が政

9) ヴィエムサー社では旧暦8月、数えて16歳になった男子は、亭に線香、酒、ビンロウ樹の実とキンマの葉をもっていき、城隍神を拝むという儀式を通じて、その男子がむらの名簿に記録され、以後公田を分給され、むらの仕事を割り振られたり、亭で催される宴会に参加できるようになった(宮沢1990: 31頁)。

10) 宮嶋(1994)は、中国、朝鮮、日本における「東アジア小農社会」の成立を論じたが、大河川デルタまで開発が進展してついに耕作フロンティアが消滅し、人口圧力が高まる過程で成立した「小農社会」の成立時期は、「中国では宋代から明代の長い期間をかけて、朝鮮では李朝の後期、日本では江戸時代前期」としている。南宋は1127-1279年、明は1368-1644年、李朝は1392-1910年、日本では「小農社会」は17世紀末頃までに成立したとされているから、紅河デルタの耕境消滅時期(16世紀)は、東アジア各地域とほぼ同じか、ないし少なくとも日本よりは1世紀ほど早いことになる。

策的に進められた¹¹⁾。この結果、桜井は、農業生産組織と村落結合は全く無縁なものになったという。

ここで注目すべきは、上記のように、第二次大戦後、行政機能は新たに設置された社に移管されたものの、それは多分に形式的なものであり、実際には合作社の行政上の役割が大きくなったという点である。つまり合作社は、単に集団農業の生産単位であったばかりでなく、多様な住民サービスの担い手ともなったのである。

では、ドイモイ(1986年)以降、以上のような農村制度はどう変容したのだろうか。

まず、1988年の共産党第6期政治局決議10号により、合作社は経営主体たる農家に対し、農業生産流通関連サービスを提供する経済主体に転換することが決められた(竹内1999)。つまり、合作社は純粹の経済主体となることによって、行政組織としての社との分業体制を明確化することになったのである。この組織再編過程は、大きな地域差を含みながら、進行了たようである。大雑把にいて、合作社がその基底にあった伝統的な農村自治機能を保持し続けた地域とそうでない地域とでは、大きな差が生まれた。

また注目すべき点は、合作社は、集団農業としてのそれが解体する過程つまり農民世帯への土地分配に際して、将来世代の土地を確保するなどの名目で、全農地の10%程度の一定割合の農地を共有地として残し、毎年それを入札にかけることによって収入を得てきたという事実である。つまり、合作社は一定の共有地を保有し続け、それを財源にした公益活動を担い続けたのであり、それは何よりも、旧来からの行政機能が残ることを意味したわけである。

岩井(1999)が指摘するように、ナムディン省コックタイン合作社のように、自治機能を強く保持し続けてきた合作社の場合、少なくとも90年代後半頃までの時点では、行政組織としての社との関係がギクシャクするケースも多く見ら

11) ただし、党・国家の農業政策は1979年以降、徐々に合作社員の経営自主権を容認する方向へ転換し、81年には生産物請負契約を導入することになった。こうした事実からみて、社レベルの合作社は、多分に形式的なものにとどまったとみるべきであろう。

れたと考えられる。合作社が行政サービスの一部を担い続ける中で、突如、合作社の共有財産の一部を社に移管する決定が政府によってなされ、合作社が苦境に陥ると同時に、社にはまだ行政サービスを代行する力が十分でないなどといった問題が発生したのである。一方、そういう中で、前掲の桜井(1999b)をはじめ、石川(1999)、長(2005)など主要な論者は、伝統的な自治機能を体現している(または体現する潜在力のある)合作社に、ヴェトナムの農業・農村発展の希望を見出している。

以上、われわれはようやく最初の目的である、本稿の課題を提示するところまでたどり着くことになった。本稿のより具体的な課題は、次の通りである。

第1に、合作社、および社(xa)、村(thon)などにおける大衆組織の活動や役割を吟味することを通じて、紅河デルタ村落の伝統的自治機能を再評価することである。本稿で特に重視したいのは、貧困削減を謳い文句にしたいわゆるマイクロ・ファイナンスである。

結論の一部を先取りすることになるが、農民会や婦人会などの大衆組織は、農村金融がまともに機能するための「取引費用」を肩代わりするきわめて重要な役割を果たしている。翻っていえば、バングラデシュのグラミン銀行は、同国にヴェトナムの紅河デルタ農村のような強固な共同体的基盤がないことを前提として創設された制度的革新の産物であった。換言すれば、村落共同体に「取引費用」が転嫁できないがゆえ、銀行員によるモバイル・バンキング、5人のグループ制、週に1度の返済制度などの制度的革新を通じ、政策金融が成功するための2つの要諦、つまり政策目的に合った貸付対象者の選定および融資返済の確保を行わざるを得なかったのであり、いわば次善の対応策であった。ムラ社会を基礎としてきた日本の農村で20世紀初頭以降、協同組合運動を通じた農村金融が比較的良好に機能し、したがって現代のマイクロ・ファイナンスのような制度を生み出す必要がなかった点も、同じ脈絡で考えることができよう。

後述のように、今日の紅河デルタ農村では、マイクロ・ファイナンスの姿がみえない。ドナーによるマイクロ・ファイナンスがないわけではないが、それは社会政策銀行(ngan hang chin sach xa hoi)や農業銀行(Agri Bank)などの1

つのプログラムとして吸収されてしまっているのである。「取引費用」を国際 NGO などに負担させる必要がなく、ドナーは単に資金を提供すれば済むからである。村落共同体が「取引費用」を肩代わりすることから生まれるメリットは、もう1つある。バングラデシュのグラミン銀行など現代のマイクロ・ファイナンスは、受益者が払う金利が月利3~4%で高止まりする実態がある。それは「マイクロ・ファイナンスの商業化」と呼ばれる最近の潮流の中で¹²⁾、マイクロ・ファイナンス実施主体である国際 NGO などが「取引費用」を金利に転嫁せざるを得ないことから生じている事態である。村落社会が「取引費用」を無償で肩代わりしてくれるのであれば、末端金利を月利1%以下に抑えることが可能となり、貧困緩和をより早く容易に達成することができよう。

第2に、ヴェトナムの合作社はこれまで信用事業をほとんど実施してこなかったという事実があるが、1つの大きな要因は、国营肥料工場が採用してきた肥料代金の後払い制度にあった。つまり、国营肥料工場は合作社と契約を交わし、代金は収穫後に回収するというシステムを長年採用してきたのである。いうまでもなく、それは国家政策でもあった。

しかし、最近、この国家政策が転換されようとしている。国营肥料工場の改革が組上に上るにしたがって、肥料の価格・流通政策の改革が待たなしになっているためである。そういう中、合作社は民間商人との競争にますますさらされるようになっていく。また、これまで化学肥料の購入のための金融を必要としなかった農民の金融需要が高まることは必至である。本稿の第2の課題は、そういう状況に対する予備的考察を行うことである。

第3に、ドイモイ以降の市場経済化の加速化の中で、いくら合作社が自治機能を備えていたからといって、それが万能でないことは当然であろう。近年、畜産や野菜など高付加価値品目の流通面で専門的な新型の合作社（専門農協）が新たに設置され、発展している事例は、その端的な例である¹³⁾。民間商人、旧

12) マイクロ・ファイナンス実施機関の財政的自立を求める潮流。Robinson (2001) など参照。

13) 畜産の新型合作社については、岡江 (2007) がある。

型合作社との関係の中で、こうした新型合作社をどう位置づけ、政策的に誘導していくか、この問題は重要であり、本稿の第3の課題はそれである¹⁴⁾。

第4に、旧型合作社の中には、新たな収益源を求めて新規事業に進出するケースが少なくない。それは大きく、2つの性格の異なる事業に分類される。1つは、ジャガイモ保冷库事業や野菜輸出企業との契約栽培などの経済事業であり、これは上記の新型合作社の事業との関係が問われるべきものである。もう1つは、水道事業やゴミ処理事業といった公益事業である。これは本来ならば社が行うべき事業であるが、それを合作社が行う意味が問われなければならない。

まとめると、本稿は、市場経済化が加速的に進展する今日のヴェトナム紅河デルタ農村の、密度の濃い行政組織や党組織とかなり一体化する形で維持されてきた村落共同体機能の実態と意義を明らかにし、またそういう作業を通じて紅河デルタの農村社会組織論に一石を投じることをねらいとするものである。ただし本稿は、筆者らが2011年1月と2012年9月に行った、計わずか2週間ばかりの現地調査に基づくものであり、試論の域を出るものではない。大方のご批判を乞うしだいである。

以下、第2節では調査地である7ヵ村の概要をとりまとめ、とりわけ紅河デルタ全体における位置づけを明らかにする。次に第3節では、社、村、集落の機能を、合作社や大衆組織の機能と関連づけつつ整理・考察する。第4節では、合作社(旧型)に焦点をしばり、その実態を明らかにする。第5節では、農村金融について、特に社会政策銀行と農業銀行について論じる。第6節では、農村諸組織の役員の給与・手当の水準について論ずる。第7節では安全野菜の新型合作社について紹介・考察し、第8節で化学肥料の最近の流通改革と合作社の対応について予備的考察を行う。最後に、第9節でまとめる。

14) 1988年の10号決議では、合作社は農産物の共同販売の役割が期待されたが、それはほとんどの場合、うまくいかなかった。コメなど伝統的作物では民間商人の力が強く、対抗できなかったことが主な原因と考えられる。戦前日本でも農協は、一部の特殊作物を除き、コメなど一般作物について、長い間、民間商人には対抗できなかった。

2. 調査地

調査した農村(社)は、2011年調査によるフンイエン(Hung Yen)省 Khoai Chau 県の1社、2012年調査によるハノイ特別市(Thanh Pho Ha Noi) Dong Anh 県の1社、バックニン(Bac Ninh)省 Que Vo 県の1社、ナムディン(Nam Dinh)省 Vu Ban 県の1社、同省 Y Yen 県の2社、同省 Hai Hau 県の1社の合計7社である。調査は、主として社、村、集落、合作社などの幹部職員や重立、一般農民へのインタビューの形で行った。

以下、まず調査した7社の概要を述べる(表1)。

表1 調査地の概要

社(xa)名	Tan Dan	Van Noi	Mo Dao	Thanh Loi	Yen Bang	Yen Cuong	Hai Toan
省/県	フンイエン省 Khoai Chau 県	ハノイ特別市 Dong Anh 県	バックニン省 Que Vo 県	ナムディン省 Vu Ban 県	ナムディン省 Y Yen 県		ナムディン省 Hai Hau 県
位置	ハノイ市街中心部から東南へ43 km	ハノイ市街中心部から北へ17 km	ハノイ市北東35 kmのバックニン市から東へ15 km	ハノイ市南100 kmのナムディン市から南西へ9 km	ハノイ市南100 kmのナムディン市から南西へ27 km	ハノイ市南100 kmのナムディン市から南西へ23 km	ハノイ市南100 kmのナムディン市から南へ35 km
含まれる村/集落の数	村7, 集落20	村6, 都市区1	村4	集落23	村17	村5, 集落16	集落12
世帯数/人口	3964世帯/ 13640人	2875世帯/ 11355人	1210世帯/ 5120人	4047世帯/ 15817人	2650世帯	約1600世帯/ 5000人以上	1439世帯/ 約5000人
農地総面積 (1世帯当たり 平均面積)	1039.7 ha (0.26 ha)	275 ha (0.10 ha)	Mo Dao 村のみ で (0.30 ha)	不明	Cau Co 合作社のみ で (0.19 ha)	不明	水田のみ で (0.21 ha)
合作社	旧合作社2	旧合作社6+ 新合作社10	旧合作社4	旧合作社3	旧合作社3	旧合作社1	旧合作社2
貧困世帯	454世帯 (11.5%)	18世帯 (0.6%)	60~70世帯 (5~5.8%)	270世帯 (7.5%)	不明	不明	不明
備考1	果樹農業が盛 ん	安全野菜の産 地	村ぐるみの耕 地整理事業			輸出用農産物 (トウモロコシ、 キュウリなど) の契約栽培	かつて香り米 産地
備考2	マレーシア、 台湾への海外 出稼ぎ	都市化の影響 大	外資系工場急 増	近隣に工業区 建設			マレーシア、 台湾、中東へ の海外出稼ぎ

出所) 2011年1月および2012年9月現地調査より、筆者作成。

フンエン省 Khoai Chau 県 Tan Dan 社は、ハノイ市街中心部から東へ少し行き、国道 5 号線を南東へ、さらに国道 39 号線を南に少し下ったところに位置する。ハノイ市街中心部からは約 43 km である。Tan Dan 社は 7 つの村、23 の集落から成り、合計 3964 世帯、13640 人の人口を擁する。農地 1039.7 ヘクタールのうち、水田 657 ヘクタール、果樹園等 382.7 ヘクタールで、マンダリンオレンジなどの果樹栽培が盛んである。また、マレーシアや台湾などへの海外出稼ぎ者を多く出している。

ハノイ特別市 Dong Anh 県 Van Noi 社は、特別市の北端近くに位置するノイバイ国際空港から市街中心部へ向かう幹線道路から東に少し入ったところがあり、市街中心部から 17 km ほどである。Van Noi 社は 2875 世帯、11355 人の人口を擁し、6 つの村と 1 つの都市区 (urban cluster) がある。社会主義時代には 1 つの大きな合作社があったが、現在では 6 ヶ村に 1 つずつの合作社 (旧型) があり、それに加え、「安全野菜」(rau an toan) の販売を業務とする野菜専門合作社が 10 ある。社の総面積は 639 ヘクタール、うち農地が 275 ヘクタールで、水田裏作に野菜を栽培している農地が 170 ヘクタール、野菜専作地が 86 ヘクタールである。全体に都市化が進み、世帯の約 7 割は飯米を自給できないが、都市近郊野菜作に 1 つの活路を求めている。

バックニン省 Que Vo 県 Mo Dao 社は、ハノイ市の北東約 35 km に位置するバックニン市から、東へハイフォン市に通じる幹線道路から南に少し入ったところにある。社からバックニン市まで約 15 km である。ハイフォンにはヴェトナム有数の港があり、ハノイとハイフォンを結ぶ幹線道路沿いは近年、外資系の工場建設が急速に進み、村の生活もその影響を大きく受けつつある。特に若年層で工場労働に出る者が増えている。Mo Dao 社は 4 つの村から成り、世帯数は 1210 で、人口は 5120 人を数える。2008 年末から 2009 年にかけて村ぐるみの耕地整理事業が行われ、1 世帯当たり 14~15 筆から 3~4 筆に減少し、農作業効率が上がった。

ナムディン省はトンキン湾に面する、紅河デルタの最も海岸寄りに位置し、省都ナムディン市はハノイ市から南へ 100 km 余りのところにある。Vu Ban 県

Thanh Loi 社は、ナムディン市から南西へ延びる幹線道路沿い約 9 km, Y Yen 県 Yen Bang 社は同幹線道路を Thanh Loi 村からさらに 18 km ほど進んだ地点, Yen Cuong 社は同幹線道路から南へ少し入ったところ, ナムディン市から約 23 km に位置する。また, Hai Toan 社の属する Hai Hau 県は海岸近くにあり, 社はナムディン市からまっすぐ南に 35 km 余りのところにある。

Thanh Loi 社は 23 の集落から成り, 4047 世帯, 15817 人の人口を擁する。社全体で 3 つの合作社があり, 農業はコメとジャガイモ栽培が中心である。2000 年以降, 社の近隣に工業区が建設され, 若年層を中心に工場労働者が増えている。Yen Bang 社は 17 カ村から成り, 2650 世帯を擁する。農業は稲作が中心である。Yen Cuong 社は 5 つの村, 16 の集落から成り, 世帯数は約 1600, 人口は 5000 人以上に達する。農業は稲作とジャガイモ栽培が中心であるが, 2000 年頃からトウモロコシ, キュウリなど輸出農産物の契約栽培に従事している。最後に, Hai Toan 社は 12 の集落から成り, 世帯数 1439, 人口は約 5000 人である。農業は稲作中心であるが, 2000 年代初め頃からマレーシア, 台湾, 中東への海外出稼ぎが始まり, 多くの出稼ぎ人を出している。

3. 農村行政組織の実態

まず, 7 カ村のうち最も詳細な調査を行ったバックニン省 Mo Dao 社を事例にして, 紅河デルタ農村の行政組織と社会の骨格を具体的に示す作業を行う。ただし県と社の行政組織については, フンイエン省 Khoai Chau 県およびナムディン省 Hai Hau 県 Hai Toan 社の事例で補うこととする。

1) 県と社の行政組織

ヴェトナムの農村行政組織は, 国一省一県一社が基本であり, 社は複数の村や集落から構成される。

フンイエン省 Khoai Chau 県は省内最大の県で, 25 の社を含む。2011 年 1 月の聞き取りによると, 面積約 300 km², 人口約 19 万人。農業が主な産業ではあるが, 稲作はあまり重要ではなく, 水田裏作として大豆や野菜など換金作物

の栽培が盛んであり、また果樹園の面積が大きく、ロンガンやバナナなどが主な作物である。チャンチャイ (trang trai) と呼ばれる商業農業経営が約 1000 組織に上り、うち半分は面積 3 ヘクタール以上、投資額 5 億ヴェトナム・ドン (以下 VTD) 以上、常勤雇用者 20 人以上の大規模組織である。

GDP 構成比は、農業 27.7%、工業 37.4%、サービス業 34.9% で、200 ヘクタールの工場団地が 3 つ存在する。経済成長率は 2010 年には 12.2% を記録するなど、急速な成長による変化の激しい県である。

県の党組織の職員数は 63 名。5 つの課¹⁵⁾と 6 つの大衆組織¹⁶⁾とから成る。県の行政組織は 12 の課から成り¹⁷⁾、職員数は 105 名、各課に 7~8 名 (最大は教育課の 10 名) が配属され、女性比率は約 30~35% である。職員は “Staff Officer” (83 名) と “District Officer” (22 名) にわかれ、前者は国家公務員で、兼業は認められず、転勤もあり、省レベルへの昇任も可能な人たちであり、後者は転勤がなく兼業することも許された人たちである。なお、“Staff Officer” は全員党員であり、“District Officer” の約半数も党員である。

県の子算は、経常経費が 2060 億 VTD¹⁸⁾ (大半は人件費; 約 2000 人の教師の給与を含む)、開発経費が約 1 兆 VTD で、道路、ポンプ灌漑などインフラ投資向けである。収入はすべて国から下り、自主財源はない。

Tan Dan 社は、Khoai Chau 県に含まれる 25 の社の 1 つである。7 つの村、20 の集落から構成される。2011 年 1 月の聞き取りによると、世帯数は 3964、

15) Representative, Department of Organization and Personnel, Department of Communist Advocacy, Department of District Communist Supervision, Department of Transmission of Information and Promotion の 5 課である。

16) District National Front (祖国戦線), Farmers' Union (農民会), Women's Union (婦人会), Youths' Union (青年会), Labour Union (労働組合), Veterans Association (退役軍人会) の 6 組織である。

17) Representative Office, Department of Personnel, Department of Law, Department of Agriculture, Department of Natural Resource Management, Department of Commerce and Industry, Department of Education, Department of Health Care, Department of Finance and Accounting, Department of Labour and Social Welfare, Department of Culture and Sports, Department of Government Supervision の 12 課である。加えてテレビ局を 1 つ持っている。

18) 1 米ドル ≒ 2 万 VTD。

人口13640人である。社の党組織は、長と副長の2名のみ。うち副長は、人民委員会委員長を兼任している。行政組織は、人民委員会委員長1名、副委員長2名をトップに、6つの課があって、委員長室(5名)、財務・会計課(1名)、社会・文化課(2名)、警備課(2名)、軍関係課(1名)、土地管理・土木・生産課(2名)、大衆組織担当(5名)の21名の職員から成る。なお大衆組織は、祖国戦線、農民会、婦人会、青年会、退役軍人会の5組織である。

一方、ナムディン省 Hai Toan 社は、世帯数1439、人口約5000人の社であるが、その財政状況は以下の通りであった。すなわち年間収入総額は約40億VTDで、うち自主財源が15億VTD、政府補助金が25億VTD。一方、支出の3割は人件費を含む経常支出で、残り7割がインフラなど開発支出であった。なお、自主財源の4割は社有地からの収入で¹⁹⁾、残り6割は手数料収入やインフラ整備事業に対する村人からの拠出金²⁰⁾などであった。

2) 村以下の行政組織

次に、事例をバックニン省 Mo Dao 社に移し、村以下の行政組織の骨格をより詳しく示すことにする。

Mo Dao 社は、4つの村から成り、2012年9月の聞き取りによると、世帯数は1210、人口5120人であった。合作社(旧型)は各村に1つずつあり、また農民会、婦人会、青年会、退役軍人会、老人会(60歳以上)、祖国戦線の6つの大衆組織がある。祖国戦線は党と5つの大衆組織を仲介・調整する役割を担う。農民会は、会員数858人で、うち4割は女性。会員資格は18歳以上の農業を営む村人。加入希望者は、村の農民会に申し出、最終的に社の農民会で承認さ

19) 社有地40ヘクタールの貸付収入であり、2011年は約100世帯が落札し、20ヘクタールは稲作、10ヘクタールは換金作物、その他ボンサイや養魚であった。1サオ(=360m²)当たり落札価格は、稲作が70~80万VTD、換金作物が100~120万VTDであった。

20) 2011年には農道整備計画のため、全世帯から10万VTDを徴収し、9.4kmの農道の舗装化が完了した。そのほか、年によって小学校の校舎建設や水路改修などの事業が県から下りてきて、その都度、村人から拠出金を徴収する。また社の建物の建設に際しては、「新農村プログラム」からの補助金が利用できる。

れる。年会費は 7200 VTD で、村の農民会が徴収し、半分を社の農民会に上納する²¹⁾。農民会は、選挙で選ばれた会長、副会長の 2 人で運営される（5 年任期）。また婦人会の会員資格は 18 歳以上の女性で、会員数は 1081 人であった。年会費は 12000 VTD であり、その 20% を県の婦人会に上納する。役員会は月 1～2 回、総会は年 4 回、開催されている。

次に、事例として Mo Dao 村 (thon) を取り上げよう。

2012 年 9 月の聞き取りによると、村は 9 つの集落から構成され、世帯数は約 420、人口は約 2100 人であった。村の運営は、主に村長、副村長の 2 名と 9 名の集落長で行われる。村長、副村長は選挙で選ばれ、任期 2 年半。集落長は、以前は選挙で選ばれていたが、10 年ほど前から村長の任命制に変わった。集落では半年に 1 度、寄合いが行われる。

村には 1 つの合作社があり、ほぼすべての世帯が加入している。役員は、組合長、副組合長、監督官 (supervising member)、会計、監査の 5 名で、別途、スタッフを 9 名雇用している。

また、村にも、社と同様、農民会、婦人会、青年会、退役軍人会、老人会の 5 つの大衆組織があり、それぞれに選挙で選ばれた会長がいる。加入資格のある村人は、3 つの組織まで加入が認められている（各組織に 1 世帯から複数人が加入できる）。祖国戦線は 5 つの大衆組織のアンブレラ組織であり、自動的にそのメンバーを兼ねることになる。ただし、祖国戦線の会長は別途選挙で選ばれる。村の農民会の会員数は 328 人（うち女性 180 人）。役員は、会長、副会長と 9 名の集落代表者である（会長、副会長は、集落代表者の互選で決まる）。農民会の会費（年間 7200 VTD）は、集落代表の役員が毎年 6 月に徴収する。

3) 村以下の主な組織活動

いくつかの重要な組織活動についてやや詳しく述べる。

まず合作社。その役割は次の通りである。

21) 社の農民会は、会費収入の 3 分の 1 を県の農民会に上納する。

第1に、水利（灌漑・排水）である。他の多くの紅河デルタ農村同様、Mo Dao 村でも、河川から大型の揚水ポンプで汲み上げた用水を村まで導水して主に稲作用に利用しているが、1次水路、2次水路は国が責任をもち、3次水路以下圃場までを合作社が運営、維持管理する体制になっている。かつては、国が責任をもつ部分についても村が経費を負担する仕組みであったが、2007年以降、全額国が負担することになった。3次水路以降の水路の運営と維持管理のため、合作社は4名のスタッフを雇用し、必要な経費は、合作社が農民から1サオ（=360 m²）当たり 0.7 kg の籾の徴収で賄っている。

第2に、農道の維持管理である。その経費についても、合作社が1サオ当たり約 1 kg の籾を徴収して賄っている。

第3に、トラクターの賃貸サービスの仲介である。村全体で9台のトラクターと約 150 台の耕耘機（いずれも私有）があり、全体の約 3 割を占める機械の所有農家は自らの機械で約 50 ヘクタールを耕起している。残り 7 割の農家の約 350 ヘクタールの農地は、合作社が仲介をして、9 台のトラクターの賃耕によって耕起している。

第4に、水稻の種子と化学肥料の共同購入・販売である。

第5に、国による農業普及事業の支援である。

第6に、病虫害発生の子察である。

以上の3つの任務については、合作社は5名のスタッフを雇い、県の普及員や村や社の農民会との連携の下で、具体的には次の通り仕事を行っていた。

水稻種子の共同購入・販売については、村では、冬春作では70%がハイブリッド種（Sin6 や Q7 などすべて中国品種）になっており²²⁾、2005年にハイブリッド種の共同購入が始まり、2007年以降すべての農家が合作社から購入するようになった。化学肥料の共同購入については、合作社と複数の国営肥料工場との契約に基づき、農民会が実際の共同購入・配布の実務を担う。代金は収穫後払いでもよい。合作社は、農民から徴収する肥料代金と工場との契約価格の

22) これに対し、秋稲（雨期作）ではハイブリッド種は使用されないで、種子の共同購入は基本的に不要である。

差をマージンとして獲得し、主な収益源としている。

国の農業技術研修コースは定期的開催されており、たとえば2011年12月以降2012年9月調査時までには、6回実施された。テーマは、ジャガイモ栽培、水稲の直播技術²³⁾、水稲の肥培管理、水稲の防除、田植え機、施肥技術などであった。たとえば水稲防除では、県や省から技術者が来て、およそ100人の村人が集まったという。

病害虫の予察（病害虫の発生を予測し、農薬散布の時期の決定や農薬の選定などを行うこと）については、県の農業普及員（1人で2つの社を担当）と協力して、発生を予察し、農薬の種類と散布の時期を決定する。

なお合作社は、以上のうち、農業普及と病害虫予察のサービスの対価として、農民から農地面積に応じた料金を徴収する仕組みであった。たとえば普及事業については、合作社が臨時に雇用する水利担当者グループ4名が兼任し、そのサービスに対し1サオ当たり0.3kgの粉を徴収していた。

次に、婦人会は、家族計画、女性の権利保護、犯罪・家庭内暴力防止などに関する啓蒙活動を行うとともに、ビジネスのための農業銀行融資の相談や、国の政策に則って貧困世帯に対する支援も行っている。後者は、貧困世帯の認定とそれら世帯に対する社会政策銀行融資を支援するものであり、婦人会のみならず、農民会、退役軍人会のいずれかの大衆組織を通して申請する仕組みになっている。詳しくは次の通り。

貧困世帯の認定手続きは、毎年10月頃開始される。社の党、人民委員会の通達により、まず集落で候補世帯を推薦し、村を経由して社で決定される。貧困世帯の認定に当たってはいくつか基準があり、所得でいえば月40万VTD以下である。決定した貧困世帯リストは公示し、15日以内に反対がなければ、県の労働・社会福祉局に送る。

同制度は1993年に始まり、初年度には社全体で152世帯が認定されたが、以降、認定数は減少の一途にある。2011年は60～70世帯となっており、女性世

23) 社全体で、直播の採用率は、春稲で60%、秋稲で20%であった。

帯主世帯、病弱な人や精神病患者を抱えた世帯、子供の数が多いい世帯などが中心であるという。

貧困世帯は、社会政策銀行の融資を申し込む権利がある。融資は、上記のように3つの大衆組織のいずれかを通して手続きを行う。融資額は1000万VTD²⁴⁾、金利は月0.6%（年7.2%）、返済期間は2年で、3ヵ月ごとに利払いを行う。

返済が滞ったケースはほぼ皆無だが、そういう場合、村や社で積み立てられた「貧困者のための基金」の取り崩しなどで対応する。これは、1988年10号決議によって創設された制度で、村の祖国戦線が、11月28日（貧困者の日）に村人から寄付を徴収し²⁵⁾、基金として管理するものである。徴収額の半分は社の「基金」に上納される。「基金」は被災者や困窮者への支援に充てられ、たとえばヴェトナム正月時のお見舞金の支出、困窮者の子供の教育費、ときには家の建築などにも充てられる。ちなみに、調査時点における社の「基金」残高は3000万VTDで、Mo Dao村の「基金」は過去最大で1000万VTDに達したという。

なお、紅河デルタの伝統的自治村落ランは、弱者救済の観念を含む生存維持倫理を一定程度、もっていたと考えられる²⁶⁾。「貧困者のための基金」は、あくまで国家政策の下で創設されたものであるが、下からの賛同がなければ機能しないわけなので、これは、自治村落ランがまだ生きていることの1つの証左といえるであろう。

また、貧困世帯は、家を建築・改築する場合、県などから補助金が下付される。Mo Dao村のある貧困世帯認定者への聞き取りによると、2011年10月に

24) 省や県のプロジェクトを通じた融資の場合、1000万VTD以上になることもある。

25) 寄付金の額は不定で、世帯の経済力に応じた額（社の役人なら1日の給与相当額、農民なら1万VTD、商売人なら5万VTDなど）を拠出するという。

26) 20世紀に至っても老人・孤児・寡婦に対する公田支給の慣習を持った村落が存在した（桜井1987: 137頁, 230頁）し、宮沢（1999: 27頁）によれば、社村民や公田の収穫の一部を納めさせ、村落の公共の倉に貯蔵する「義倉」があり、郷約で、その設立や凶作・飢饉・疫病流行時に、困窮者を救済する「公儀」の目的のために使うことを規定した村落もあった。ただし、宮沢は、ヴィエムサー社には、Scott（1976）が考えたような貧者や寡婦、孤児救済の観念はなかったと結論づけている。

認定を受けた後、2012年4月に婦人会を通じて社会政策銀行から1000万VTDを家の建築目的で借りた。建築総費用は1億VTDで、うち3500万VTDは補助金(3000万VTDは県、500万VTDは祖国戦線)で賄い、1000VTDの銀行融資分を除く残り5500万VTDは、他出した娘夫婦や息子夫婦、妹夫婦など親戚から借金(無利子)して工面したという。

4. 合作社(旧型)の事業

前節では、少数の事例をもとに、紅河デルタ農村の県から末端に至るまでの行政組織とその活動の実態を具体的にイメージできるよう、叙述した。その中で、合作社と農民会や婦人会などの大衆組織の果たしている役割がかなり大きいことが見て取れたであろう。

そこで本節では、まず旧型合作社に焦点を当て、7つの社での実態を整理する(表2)。

表2では、合作社が行う事業をその性格の違いにより、1)投入資材(種子、化学肥料、農薬)の共同購入、2)収益事業(種子生産、輸出用農産物の契約栽培、ジャガイモ保冷庫運営など)、3)農業技術サービスの提供、4)インフラ関連事業(水利施設の整備・維持管理と運営、農道の整備・維持管理など)、5)公益事業(水道、ゴミ処理など)、6)信用事業の6つに分類した。ただし、1)と2)は「広義の収益事業」として一括することもできよう。

以下、順に、具体的な事業のあり方をみていこう。

1) 投入資材の共同購入・販売

種子、化学肥料、農薬など農業投入資材の共同購入は、集団農業制解体以後の合作社の最も基本的な収益事業である。このうち、最も重要である化学肥料については、後に別途、検討する。

2) 収益事業

旧型合作社が新たな収益源の獲得をめざして興した事業である。

表2 調査村における旧型合作社の概要

社 (sa) 名	Tan Dam 旧型1 Tan Dam 合作社 3964世帯	Van Noi 旧型6+新型10 Van Noi 合作社 (旧型) 440~450 世帯	Mo Dao 旧型4 一般的に 聞き取り 1210世帯	Thanh Loi 旧型3 Coc Thanh 合作社 8集落、 1109世帯 1105世帯、 3607人	Yen Bang 旧型3 Cau Co 合作社 1107世帯	Yen Cuong 旧型1 Yen Cuong 合作社 16集落、 約1600世帯 ほぼ全世帯	Hai Toan 旧型2 Lien Tien 合作社 460世帯	Toan Thang 合作社 470世帯
調査した旧型合作社								
総世帯数	3964世帯	440~450世帯	1210世帯	8集落、1109世帯 1105世帯、3607人	1107世帯	約1600世帯 ほぼ全世帯	460世帯	470世帯
組合員数	90世帯	380 (農家のみ)	ほぼ全世帯	4名(組合長、副組合長、會計、監査)	1018世帯	10名(組合長、副組合長、專門員2、會計5、監査)	458世帯	469世帯
役員	7名(組合長、副組合長、會計、監査、カービス管理、蓄欄・水利、農業普及)	?	?	4名(組合長、副組合長、會計、監査)	4名(組合長、會計、監査)	10名(組合長、副組合長、專門員2、會計5、監査)	?	?
水稻種子の共同購入	○	○	○	○	○	○	?	?
他作物の種子の共同購入	○							
化学肥料の共同購入	○		○	○	○	○	○	○
農業の共同購入	○		?	○	?	?	○	○
水稻の種子生産				○				
ジャガイモ採冷庫運営・種イモ販売								
輸出用農産物の契約栽培								
集会場のリース								
農業技術指導			○	○	○	○	○	○
獣医サービス								
耕作作業の仲介								
病虫害(ネズミ害含む)予防	○	○	○	○	○	○	○	○
水利運営(ポンプ場維持管理含む)	○	○	○	○	○	○	○	○
水利施設の整備・維持管理	○	?	?	○	○	○	?	?
農産物の維持管理			○	○				
圃場監視(盗難防止)	○							
井戸(野菜灌漑用)への電力供給		○						
水道事業				○				
ゴミ収集・処理				△(2012年度末から実施)				
農業統計の作成	○							
信用				○				

(出所) 2011年1月および2012年9月現地調査より、筆者作成。

Thanh Loi 社の Le Loi 合作社は、コメのハイブリッド種子の生産がナムディン省で盛んになったのを機に、1999年に種子生産事業を開始した。14世帯の農家に生産を委託し、それを買い取って種子会社（ナムディン省の政府系会社）に売り、マージンとして800～1000 VTD/kgを得る。土地は社が保有する農地3ヘクタールを借り上げ、各農家が1サオ当たり籾20kg（半年間）の地代を社に支払う契約であり、また種子の品質管理は合作社の責任で行う。当初はハイブリッド種子を生産していたが、2003年以後は一般種子の生産に切り替えた。

Thanh Loi 社の Coc Thanh 合作社および Yen Cuong 社の Yen Cuong 合作社は、ジャガイモの保冷庫を建設し、運営している。保冷庫は、主に種イモの保冷のために使われ、種イモを農家から預かって保管料を取るか、あるいは自らの種イモの販売から収益を上げている（Yanagisawa 2000）。

Coc Thanh 合作社は4棟の保冷庫を保有し、うち1棟は1997年、残り3棟は1999～2001年に建設したものである。当初はオランダ品種を導入したが、2009年からドイツ品種に切り替えた。Yen Cuong 合作社は2棟を保有し（設立年不明）、設立当初は利益率が高かったが、最近では周辺の合作社や社が同じ事業に参入したので需要が減少したという。

最後に、同じく Yen Cuong 合作社の輸出用農産物の栽培事業は、ハイズオン省の輸出入会社（cong ty xuất nhập Hai Doung）とのキュウリ、カボチャ、トウモロコシ（ベビーコーン、スイートコーン）の契約栽培の受け皿組織になっている点で注目値する。2003年頃には、すでに現在と同程度の栽培面積に達していた。トウモロコシについては、導入当初2年間、会社から技術員が来て技術指導をした。14集落の合計3.6ヘクタールで栽培され、2011年には、スイートコーンが契約300トンに対し270トン、ベビーコーンは10トンを出荷した（ちなみに10月の播種後、スイートコーンは75日、ベビーコーンは40日で収穫される）。キュウリは、トウモロコシより遅れて導入され、当初は販売先の会社を探す必要があったが、その後4～5社の会社との契約栽培となった。2011年には100トンの契約に対して70トンを出荷した。また、カボチャの出荷量は60トンであった。

合作社は農家からの買取価格と会社への販売価格の差額を収益とし、たとえばキュウリでは前者 3200 VTD/kg に対し後者 3400 VTD/kg であり、200 VTD/kg のマージンを得た。

3) 農業普及事業の支援

農業普及事業は、一般に県の普及員や社、および農민会との連携で実施されているが、もともと合作社の事業の一環であった当事業は、最近社に移管される傾向がますます強まっている。特に獣医サービスについては、Yen Cuong 社ではまだ合作社事業であったが²⁷⁾、ハノイ市に近い Van Noi 社や Mo Dao 社では完全に社に移管されていた。

ただし農業普及事業については、病虫害予察を含め、まだ合作社の役割が大きいことは、合作社がそのためのスタッフを用意したり、受益農家から農地面積に応じた料金（粃現物を含む）を徴収している例が多いことから明らかである。また村の農민会の果たす役割も大きい。

病虫害の予察については、たとえば Coc Thanh 合作社での聞き取りでは、2012 年調査時を起点に数年前までは合作社の仕事であり、以後社に移管されたものの、2012 年時点でも合作社は農家から 1 サオ当たり半年 7000 VTD を徴収し²⁸⁾、社の予算と合わせて事業を実施していた。Yen Cuong 合作社では、病虫害予察に 5 名の合作社スタッフを担当させていた。

4) インフラ関連事業

表 2 にみるように、水利は合作社の最も基本的な機能である。種子や化学肥料の共同購入も同様ではあるが、後述のように最近、民間商人への依存度が高まりつつある。農道の維持管理のように、本来は社が行うべき事業を担当している合作社もある。その場合、農家は農地面積に応じた負担金を拠出している。

27) 合作社の 4 名のスタッフは、豚、牛、水牛、鶏などの予防接種を担当していた。

28) Le Loi 合作社では 1 サオ 1 作当たり 4500 VTD、Hai Toan 社の合作社では 1 サオ当たり年間 5000 VTD であった。

圃場監視（盗難防止）についても農家の負担金がある。

5) 公益事業

一部の旧型合作社では、水道、ゴミ処理という本来行政が担当すべき事業を行っていた。具体的には、以下の通りである。

Le Loi 合作社の水道事業は 2000 年に始まった。2.5 km 先のナムディン河 (Dao 川) から、2 台の電力ポンプを使って 1 日に 897 m³ 取水し、浄化処理をして村の世帯に給水している。2005 年に隣接の Coc Thanh 合作社が合流し、約 1700 世帯（非組合員を含む）が給水を受けることになった。うち、Coc Thanh 合作社内の受益世帯は 996 世帯である。

水道施設の設置費用として、組合員は 1 世帯あたり 300 万 VTD、非組合員は 400 万 VTD を支払った。ただし水道料金は非組合員も同じで、使用量が増えるほど単価を高くし、1 m³ 当たりの単価は、1 日使用量 1～5 m³ で 4500 VTD、5～10 m³ で 5500 VTD、10 m³ 以上で 6000 VTD であった²⁹⁾。

かつて Le Loi 合作社の住民は、飲料水を井戸から得ていた。集落ごとに 1 基、計 10 基の井戸があり、そこから手でくみ上げて家まで運んでいた。しかし、織物業の染色による井戸水汚染が深刻化し、フランスの NGO (IAFC) の支援の下で水道事業を開始した。投資額 14 億 VTD のうち、IAFC が 5 億 VTD、残りは組合員が負担した（2000～05 年までは、収益の 10% を IAFC に還元した）。2005 年には政府の支援で再投資し³⁰⁾、Coc Thanh 合作社が合流した。政府からの経常的な補助金はない。Coc Thanh 合作社での聞き取りでは、水道事業の収益は月 1000～1500 万 VTD で、利益が上がっているという³¹⁾。

29) Coc Thanh 合作社では、1 m³ 当たり、1 日使用量 10 m³ 以下は 5500 VTD、それ以上は 6000 VTD。

30) Coc Thanh 合作社での聞き取りによると、総工費 25 億 4400 万 VTD、うち 8 億 200 万 VTD は政府補助金、5 億 8900 万 VTD は合作社負担、残り 11 億 5300 万 VTD を村からの寄付で賄ったという。

31) 特に夏場の水需要が大きいため、Le Loi 合作社と Coc Thanh 合作社で別のポンプ場を設置するよう、県に申請中であった。

Le Loi 合作社は、2004年10月から、ゴミ処理事業も行っている。人口が稠密で環境問題が発生し、事業に取り組むようになった。10ある集落ごとに1台のリヤカー (cart/trolley) があり、それで毎日ゴミを収集し、5集落に1つ設置した集積所でトラックに積み替え、3 kmほど離れた場所に捨てに行く。ゴミ捨て場は社の所有地である。焼却せず、埋め立てて、消臭する³²⁾。村人は、このサービスの対価として、1世帯当たり11000 VTD/月を払っている(政府からの補助金はない)。合作社としては、同事業からの利益はほとんどないという³³⁾。

6) 信用事業

ヴェトナムの合作社は信用事業をもたないのが一般的であるが、例外的に、Le Loi 合作社が行っていた。すなわち、同合作社は、2000年からトラクター購入資金の貸付を開始し、後にコンバインにも拡大した(組合総会で貸付目的を限定)。2012年9月調査時には、30世帯が3000万 VTD 程度を借りており、金利は月1.08% (年13%)、期間は1~3年である。トラクターの貸付限度額は、土地担保付きで5000万 VTD である。

7) 合作社の会計収支

財務状況は、合作社によって大きな差があると考えられる。

(1) Coc Thanh 合作社

Coc Thanh 合作社は、組合員1105人、役員は4名で、表2にみるように収益事業を含む広範な事業を展開している。聞き取りによると、事業のうち主な収益源は、投入資材の販売事業、ジャガイモ保冷库事業、水道事業であり、純利益は、2009年度1億4600万 VTD、2010年度1億700万 VTD、2011年度1億7500万 VTDであった。なお、役員の月給は、組合長220万 VTD、副組合長、会計、監査の3名は組合長の85%であり、その他、会計部門の有期雇

32) 焼却施設が計画中で、2013年4月か5月頃オープン予定という。

33) Coc Thanh 合作社もまもなくゴミ処理事業に進出予定とのことであったが、彼らは年間1億 VTD の収益を見込んでいた。

用スタッフ2名に組合長の70%の給与を支払ったという。

また、合作社の主な経常支出は、年1度の総会の開催費、集落レベルの会議費、役員の慰安旅行の経費、香典³⁴⁾、ヴェトナム正月の祝賀会費などである。ちなみに2012年の前期半年間の経常費は510万VTDであった。

(2) Le Loi 合作社

Le Loi 合作社は、組合員1200~1300人、役員は7名で、Coc Thanh 合作社同様、広範な事業を展開している。純利益は、2011年1億7800万VTD、2012年は半期で1億VTDであった。内部留保の残高は10億VTDに達し、銀行に預金するか、組合員への貸付(上記の信用事業)に回していた。

(3) Cau Co 合作社

Cau Co 合作社は、組合員1018人、役員4名で、種子・化学肥料の共同購入のほかは収益事業のない合作社である。総収入は2億VTDだが、純利益はわずかに100~200万VTDということであった。

(4) Yen Cuong 合作社

Yen Cuong 合作社は、組合員約1600人、役員10名で、ジャガイモ保冷库や輸出農産物の契約栽培などの事業を積極的に行う合作社である。ジャガイモ保冷库事業を除く2011年の財務状況は、以下の通り。

収入総額4.94億VTD、うち水利施設維持管理2.54億、水利運営1.15億、農業普及0.99億、病虫害予察0.18億、獣医サービス0.09億。

支出総額3.76億VTD、うち水利施設維持管理2.04億、水利運営1.09億、農業普及0.42億、病虫害予察0.17億、獣医サービス0.05億。

よって純利益は1.18億VTDで、主な収益源は、0.57億VTDの農業普及と0.50億VTDの水利施設維持管理だったということになる。

ただし、以上に加えて、ジャガイモ保冷库事業からの利益がある。2011年は不明だが、2012年は純利益0.52億VTDを稼いだ。したがって、2012年の純利益総額は、1.31億VTDであったことになる。

34) 組合員の家族に不幸があった場合、30万VTDの香典を出す(2011年は20万VTD)。Le Loi 合作社も同様。

なお、2011年のジャガイモ保冷库事業を除く純利益 1.18 億 VTD の使途は、0.57 億 VTD (48.4%) を農業普及、0.33 億 VTD (28.0%) を共益積立基金、残り 0.28 億 VTD (23.6%) を生産基金にそれぞれ充当したという(共益積立基金と生産基金の内容は不明)。

(5) Hai Toan 社の 2 つの合作社

Hai Toan 社の 2 つの合作社は、いずれも組合員が 450 人強の合作社である。純利益は、500~700 万 VTD で、大半は投入資材の共同購入事業から得られたものである。

5. 農村制度金融

ヴェトナムの合作社は一般に信用事業をもたない。われわれの調査では、ナムディン省の Le Loi 合作社が農業機械購入のための与信事業を行っていたが、例外的ケースであり、しかもそれは組合の純利益(内部留保)の運用という形で行われていた。

紅河デルタ農村で一般にみられる金融機関は、農業銀行と社会政策銀行である。これに加え、工場労働などへの就労が増えている農村では、労働者の給与は銀行振り込みになるので、それを契機に一般商業銀行(Vietcom 銀行など)の口座をもつ人が増えているという実態もある。

本節では、社会政策銀行と農業銀行についてももう少し詳しく、その実態を明らかにする作業を行う。

1) 社会政策銀行

社会政策銀行(ngan hang chin sach xa hoi)は、1993年に始まった国の貧困者支援の政策目的に沿って設立された政府系銀行である。毎年、一定の基準にしたがって貧困世帯の認定が行われ、彼らに対して、村や集落の農民会、婦人会、退役軍人会のいずれかを通じて行う貸付が主な事業である。しかし、それは社会政策銀行の業務の一部でしかない。

すなわち、社会政策銀行は 17 の貸付プログラムを実施しており、うち 13 つ

は国内資金、4つは外国援助資金を資金源としており、ナムディン省ではうち7つの事業を実施しているという（補遺を参照）。

以下、われわれの調査から得られた、より具体的な情報は以下の通り。

ナムディン省 Thanh Loi 社では、社会政策銀行の貸付残高は113億3310万 VTD で、(1) 大学生の就学、(2) 飲料水と環境関連施設、(3) 生計向上の3つが主な貸付目的である。(1) は、404人に対し貸付残高84億1500万 VTD で、年2回融資を受け取り、卒業後1年以内に返済するもの。金利は、月利0.6%（年7.5%）。(2) は76人に対し総額5億7000万 VTD あり、金利は月利0.9%（年11%）で、貸付限度額は1世帯当たり300万 VTD。(3) は182人に対し総額23億5500万 VTD で、金利は月利0.9% である。生計向上プロジェクトは、具体的には畜産と耕種農業である。

一方、ナムディン省 Yen Bang 社では、貸付残高は80億 VTD で、11億 VTD（78世帯、1410万 VTD/世帯）は農民会、69億 VTD（300世帯、2300万 VTD/世帯）は婦人会を通じた融資であり、借入目的は、貧困世帯向けのほか、学生の就学と飲料水施設が主であった。貧困世帯（4～5世帯）は、家の建築のため700～800万 VTD の融資を受け、また学生向け融資は婦人会を通すという。3年前（2009年）に両親が死亡し、子供が融資300万 VTD の返済不能に陥ったケースがあり、その際は社が半分の150万 VTD を肩代わりした。

ナムディン省 Hai Toan 社では、貸付残高は65億 VTD で、学生の就学（約200人、34億 VTD）、生計向上（約300世帯、20億 VTD）が主で、その他に飲料水施設や海外出稼ぎのための借入もある。生計向上プロジェクトは農業が中心で、3000万 VTD を超えると土地などの担保を取る。限度額は2億 VTD。また海外出稼ぎのための融資は、具体的には出稼ぎ許可を得るための研修プログラムへの参加費用の工面に利用され、渡航費には使えないことになっている。担当組織は、1割が婦人会、残りの大部分が農民会である（海外出稼ぎのみ、退役軍人会）。

ハノイ特別市 Van Noi 社では、主に、農民会を通じた生計向上（1000～2000万 VTD/世帯）、および婦人会を通じた学生就学（約200人）であり、家建築の

ための借入はない³⁵⁾。

最後に、バックニン省 Mo Dao 社で実施したある「貧困世帯」認定世帯への聞き取り事例を紹介する。

2011年10月に貧困世帯に認定され、2012年4月、婦人会を通して社会政策銀行から、家建築目的に1000万VTDの融資を受けたことは、既述の通り(71-72頁)である。

世帯主のH氏(65歳)、妻、息子(34歳)、息子の嫁、孫3人(女2、男1)の7人家族。農地を8サオ(=0.288ヘクタール)所有し、加えて、1サオを工場労働者として働く親戚から借地している。稲作を二期作行い、年間生産量3.5トンの粳の半分以上を販売している。一部の高みにある土地では、稲の二期作に加え、ニンニクとジャガイモも栽培している。

H氏は元軍人で、1969年に退役した。妻との間に5人の息子と1人の娘をもうけ、息子たちはハノイ市で建設労働をしながら技術を身につけ、5人グループで建築業を営んでいる。同居の息子を除く4人の息子も、結婚して家族をもち、村内に住む。

同居の息子は、建築業から1ヵ月に350~400万VTDを稼ぎ、その妻も、1年前(2011年)から近くの韓国系電話施設製造工場で働き、月給250万VTDを稼いでいる。

以上から明らかかなように、H氏の家族は、「貧困世帯」とはいえないと思われるにもかかわらず、認定を受け、社会政策銀行からの融資と県などからの補助金を受け、総工費1億VTDのかなり立派な家を建築中であった³⁶⁾。

2) 農業銀行

農業銀行(Agri Bank)は、社会政策銀行の対象外の一般世帯に対し、事業(農

35) 貧困世帯は社全体でわずか18世帯(0.6%)であり、ハノイ特別市の中で最低比率である。ただし、「安全野菜」導入以前は10%を少し超えていたという。

36) 政府補助金と社会政策銀行の低利融資を利用して、村が「共謀」して村人の家を順番に建設していったといった構図が読み取れた。同様のことは、調査を行った他の社でも少なからず感じられた。

業を含む) 資金を融資する。支店は県庁所在地程度の町にあり、一般に土地証書を担保に個別に融資を申し込むのが原則である。貸付額は一般に 1000~2000 万 VTD, 期間は最長 5 年で、金利は多少の幅があるが、年 15% 程度である。なお、一般商業銀行の金利は、預金が 12~14%, 貸付が 15~18% であり、農業銀行の貸付金利は多少優遇されているといえる。

農業銀行融資は、一般に家畜や農業運転資金として使われるのに対し、トラクターなど農業機械の購入や池の掘削などのためには一般商業銀行から借りるという。

農業銀行の融資申し込みは個別に行われることが多くなっており、したがって社レベルの情報は原則として得られない。しかし、ナムディン省の少なくとも Yen Bang 社と Hai Toan 社では、農業銀行が社に定期報告することになっており、以下のような社レベルの情報が得られた。

Yen Bang 社では、農業銀行の貸付残高は 370 億 VTD で、480 世帯が借り入れていた(平均 7700 万 VTD/世帯)。融資期間は 1~2 年で、主な借入目的は、期間 1 年の場合は家畜、農業(3000 万 VTD/世帯程度)、期間 2 年の場合は家建築や商売、土地購入(特に道路に面した土地)、トラック購入などである。返済率はほぼ 100%。ちなみに 2007 年の貸付額は 95 億 VTD だったから、最近、急速に借入需要が高まっているとのことであった。

一方、Hai Toan 社では、貸付残高は 74 億 VTD で、約 300 世帯が借り入れていた(平均 2500 万 VTD/世帯)。大部分が 1 年で中・上位所得層が借り入れる。融資に当たっては社の承諾が必要なシステムにしており、返済率は 100% であるという。銀行は 10 年前から年率 30% の貸付増を目標としているが、実際には 10% 程度の伸びしかない。

また、ハノイ特別市 Van Noi 社の情報も若干得られた。それによると約 500 世帯が総額 50 億 VTD(平均 1000 万 VTD/世帯)を借りている。野菜作や畜産が主な目的で、融資期間は通常 1 年である。

6. 農村各種組織の役員の給与・手当の水準について

さて、これまで、主として村や集落のレベルで、合作社や大衆組織を中心とする多くの農村組織があり、そこでは選ばれた役員が、村人の生産や生活上において、さまざまな重要な役割を果たしていることを明らかにした。

重要な点は、こうして農村のさまざまな組織でフォーマル、インフォーマルに働いている人々が、あまり多くの労働報酬を受けていないという事実である。以下この点について、具体的な数値をあげ、検証してみたい。

まず、民間で一般に働いた場合の賃金・給与水準を議論の出発点としよう。

調査当時、建設や農業などで非熟練労働に就いた場合、日雇い賃金は約 10 万 VTD (≒5 ドル) であった。また、既述のように、工場労働者の月給は 180～600 万 VTD (=90～300 ドル) である。なお、「貧困世帯」の認定時に基準となる所得は、1 人当たり 1 ヶ月 40 万 VTD であったことも想起されたい。ちなみに、ざっくりと 1 人当たり 1 ヶ月いくら所得があれば生活できるかと聞いたところ、100 万 VTD という回答を得た。4～5 人家族なら、400～500 万 VTD ということになる。

まず、合作社の組合長の月給は、220 万 VTD であった。工場労働者の最低ライン近傍に設定されていることがわかる。副組合長や会計、監査などの役員、また合作社の臨時雇用スタッフはその 60～85% であったから、130～190 万 VTD で、工場労働者よりもやや低めである。

次に、村 (thon) レベルの村長の月給は 87 万 VTD であった (社の予算から出る)。村の大衆組織の代表者 (世話人) は 21 万 VTD、集落長に至ってはわずか 10 万 VTD (町内会費から出す) であった。

すなわち、村長、集落長、大衆組織の代表者といった、村落共同体機能を担う末端の人々に対する 1 ヶ月当たりの労働報酬は、日雇い賃金で 1 日から 9 日分しかないことになる。彼 (彼女) らは決して専任ではないとはいえ、これでは到底十分とはいえないであろう。「役員になるのは本意ではなかったが、選ばれたので仕方なしにやっている」というような発言があちこちで聞かれたのは、理由のないことではないのである。

7. 新型合作社の組織と機能

本節では、ハノイ特別市 Van Noi 社における安全野菜に関連する新型合作社について考察する。新型合作社は、1997年の合作社法にしたがい、7名以上が集まれば組織できる新型のものであり、2012年の調査時に、Van Noi 社には10の新型合作社が存在していた。

安全野菜 (rau an toan) の導入の経緯は次の通りである。

1995年、ハノイ市が安全野菜の生産のための条件にあう3つの社を選定し、Van Noi 社が最も成功した事例である。当時は旧型合作社しかなく、組合長の音頭で清浄野菜 (rau sach) プロジェクトを開始し、30世帯の農民の参加を得て、2ヘクタールでキャベツやカリフラワーの生産を始めた。土壌や水のサンプルをとり、清浄野菜生産に適しているかチェックし、さらに電化に1000万 VTD、16基の井戸掘削に320万 VTDを投資した。農民はその後、自己資金でポンプを購入した。ハノイ市も、参加農家1戸当たり40万 VTDの無利子融資で支援した。野菜の種子は果樹野菜研究所 (Institute of Fruits and Vegetable) が供給し、科学工芸局や防除室が栽培技術の指導を行った。

他方、1995年に社の公有地の一角に公設市場が建設された。2002年にはハノイ市の援助を受けて2800 m²の野菜公設市場が設けられ、2006年には1.2ヘクタールまで拡大された。公設市場では安全野菜だけでなく、一般野菜も取引されている。市場の管理は、2004年に設立された管理会社に委託している³⁷⁾。

野菜の通年作付地は、2001年には50ヘクタールになっていたが、2002年の公設市場の開設後、さらに急拡大し、2008年には110ヘクタールとなった。ただし、高速道路建設で農地接収が行われたため、2010年には86ヘクタールに減少した。加えて、170ヘクタールの水田では、稲の収穫後に野菜が栽培されている。野菜の総生産量は2003年以降、大きな変化はないという。

37) 2012年調査時にはスタッフ18名(うち12名は季節雇い)。1日2000人の野菜生産者が利用する。管理会社は、生産者に区画を割り当て、市場利用料を徴収する。利用料は、バイクで運び込む場合1日3000 VTD、ピックアップなら2万 VTDなどである。通年の許可証も発行しており、20人が利用している(月額20~30万 VTD)。社は、管理会社から地代相当分を徴収している。

安全野菜としての販路の確保には、当初は大変苦勞したようである。果樹野菜研究所に検査を依頼して安全野菜であるという証明を得たり、安全野菜のトレードマーク（ロゴ）を作ったりした。またメディア（テレビやラジオ）を招いたり、商業局から販売先の紹介を受けたり、教育局に学校を紹介してもらい、学校給食に取り入れてもらうために20人の校長を招いたりもした。2012年調査時には300以上の団体と販売契約を結ぶまでに至った。ちなみに、安全野菜は、一般野菜の1.5～2倍の価格で売れる。

2012年調査時の野菜作農家は約800世帯であるが、うち300世帯は野菜の新型合作社に加入している。10の新型合作社のうち6つは、公設市場の通年許可証を持っている。

以下、D氏（大卒の24歳）が副組合長をしている新型合作社を詳しく紹介しよう。

新型合作社は2003年に22名で設立された。D氏は2008年から組合員になっている。組合員資格はVan Noi社で安全野菜を生産する農民であれば誰でもよい（社に所属する世帯に限定しない）。組合員の入れ替わりはあったが、2012年調査時も22人で、合計6ヘクタールで生産をしているが、共同生産を行っているわけではない³⁸⁾。

新型合作社の主な役割は、販売先とりわけ大口需要者の開拓とその関係の維持である。D氏の新型合作社の場合、Metro、Big C、機内食製造会社の3つの大口需要者と契約しており、MetroとBig Cは2006年以降、機内食製造会社は2008年以降の関係である。

大口契約者の注文は、1ヵ月ごとに来るが、実際には前日にメールか電話で野菜の種類と量が指定されてくる。価格も、随時、市場価格を参考にして決められる。こうした注文に応じるため、D氏は、特別の関係のある組合員10人（親戚が中心）からまずは優先的に購入し、不足分を公設市場から調達する。1日1.5トンの安全野菜を自家用ピックアップで輸送するが、だいたい800kgを

38) ちなみに、最大の新型合作社の組合員数は33～34人であるという。

組員から、700 kg を公設市場から調達するという。組員への支払いは、(公設市場などでの) 市場価格に準じる。つまり Dung 氏の合作社は、公設市場では買い手であり、売り手ではない。したがって彼は公設市場の通年許可証をもっていない。

D 氏は、売上の 2% を合作社に手数料として支払う。うち 1% は法人税として合作社が国に納めるので、1% が合作社の純収入ということになる。また組員は、年間の組員費として、30 万 VTD を支払う。合作社全体で年間売上は約 100 億 VTD というから、合作社の(税引き後の) 予算は 1 億 VTD + 660 万 VTD となる。合作社の役員の給与は、組員長の場合、月給で 40~60 万 VTD というから、全く名目的なものにすぎない(ただし、事務職員を専任で雇っているとすれば、その給与は民間企業並みにしているものと思われる)。

以上の事例から、安全野菜の新型合作社について若干の考察を加えたい。

まず、合作社は、実質的にはごく少数の才覚ある人たちによって成り立っているものと考えられる。組員数は 22 人であるが、副組員長が実際に野菜を購入するのは、彼の親戚を中心とする 10 人の組員のみである。おそらく、組員長も才覚ある人で、彼は彼で別の大口需要者を開拓して取引していると考えられる。すなわち、新型合作社は、その内部にかなり独立した下位集団があって、合作社として 1 つにまとまっているのは主にトレードマーク(ロゴ)に象徴される信用力のみではないか。もしそうであれば、そういう役割は、旧型の合作社に期待することは不可能であり、したがって新型合作社が数多く設立されることになったのではないか。

なお、ナムディン省 Yen Cuong 社の Yen Cuong 合作社は、旧型合作社であるが、契約栽培で生産されたキュウリやトウモロコシ(ベビーコーン、スイートコーン)の販売を 1 つの事業としていたことは、既述の通りである。この場合、なぜ新型合作社が登場しなかったのかという疑問が出てくるであろう。おそらくは、取引先がハイズオン省輸出入会社(công ty xuất nhập khẩu Hải Duong)という政府系会社であったという点が大きかったと考えられる。輸出入会社が安定的に買ってくれる以上、新規の市場開拓をする必要がなく、旧型

合作社でも十分に対応できているのではないか。逆にいえば、輸出入会社が取引を中止すると、たちまち野菜生産そのものが危機に陥る可能性がある。

8. 化学肥料の流通制度と金融

1988年の10号決議以降、(旧型)合作社は、農業生産流通関連サービスを提供する経済主体に転換することになった点は、既述の通りである。すなわち、合作社はいわば農協として位置づけられることになったわけである。

しかしながら、ヴェトナムの農協としての合作社の1つの大きな特徴は、信用事業の欠如という点にある。20世紀初頭から全世界で導入が始まった協同組合はそもそも信用事業を中核の事業とするものであったことを考えると、奇妙な現象ではある。しかし、ヴェトナム社会主義の下、合作社が長い間、化学肥料の供給を国営肥料工場に依存し、肥料工場が代金を収穫後の後払い制にしてきた点が大きいと考えられる。1980年代末以前には農民の農業金融需要がほとんどなく、また80年代末以降も、化学肥料以外の資金需要は、主に農業銀行(Agri Bank)が対応してきた中で、合作社は信用事業に参入してこなかったものと考えてよいであろう³⁹⁾。

しかし、近年、この構図が急速に崩れようとしている。国営企業改革に伴い、肥料工場が後払いを許容しないケースが増えているためである。旧型合作社の主な収益源は、化学肥料など農業投入財の共同購入から生ずる手数料収入であったことを考えると、化学肥料の流通が大きく変わり、民間商人が台頭するならば、他の収益源を持たない合作社の経営が悪化し、合作社が果たしている他の重要な機能にまで影響を与える可能性がある。

以上のような問題の重要性を踏まえ、以下ではナムディン省 Yen Cuong 社の Yen Cuong 合作社の状況を紹介したい (Yen Cuong 社では、合作社は Yen Cuong 合作社の1つのみ)。

社全体の化学肥料の総消費量700トンのうち合作社の販売は150トン(21.4%)

39) 1900年に設立の始まった日本の信用組合(産業組合の一部)からの借入れ理由の中心は、当時普及しつつあった化学肥料の購入であった。

のみで、農民会（100トン）、婦人会（40～50トン）を加えても半分に満たず、残りは民間商人経由である⁴⁰）。合作社は、ニンビン肥料工場と契約をしてきたが、2010年から同工場が後払いを認めなくなったため、合作社の取扱量が減少してきたという。より正確に言えば、以前は後払いでも同価格であったが、2010年以降は、現金払いだと1kg当たり4600VTDであるが、後払いだと月利0.5%の利子が上乗せされて4800VTDとなった。

2012年調査時には、地域で化学肥料を扱う民間商人は、3人の大商人と10人の小商人がいるという。大商人の中にYen Cuong社出身者はいない。小商人は大商人から肥料を買い、1回当たりの取扱量は10～20トンである。

合作社から肥料を購入している農民は全体の約2割で、資金不足に苦しむ農民である。合作社は後払いを認めているからであるが、問題は、収穫後も肥料代金を支払えない農民が多い点である。そういう不良債権は、2002年時点ですでに1800万VTDあったが、2012年では2300万VTDに増加している。

民間商人の中にも後払いを認めるケースもあったが、不良債権を抱え、店をたたまざるを得なくなった事例もあるという。

以下、若干の考察を加える。

ナムディン省Yen Cuong社でも、合作社の肥料取扱シェアはすでに20%強まで低下していた。ハノイ市周辺地域などでは合作社が化学肥料の販売事業から撤退したケースが多いと見られ、国営肥料工場改革の影響は、ナムディン省などよりもっと早く出ている。Yen Cuong社でも、合作社から肥料を買い続けている農民は、主に現金払いができない貧困層であることから、合作社自身がそのために不良債権を抱えるという実態が明らかになった。

問題は、化学肥料が主に自給用の稲作に投じられている点にあるといえよう。自給作物である以上、民間商人も、農民から収穫物の販売時に資金回収することができないからである。とすれば、合作社や農民銀行が肥料信用に参入した

40) 農民会と婦人会による肥料販売は2009/10年度に始まったものであるが、県の農民会会長がYen Cuong社出身という特殊事情に基づくものと考えられる。2012年調査時には、婦人会はすでに同事業から撤退を決め、農民会も規模を縮小していた。

としても、同じ問題に直面することになる。

9. まとめ

本稿は、2011年と2012年に実施したヴェトナム紅河デルタの計7社における現地調査に基づき、農村の行政制度・組織とそれに対応する農村社会の組織的活動について、その実態を明らかにする作業を行ってきた。主なポイントは、以下の通りである。

1) 現代の紅河デルタでは、われわれの調査対象に限るが、社(xa)の世帯数は1000~4000程度の幅に収まっていた。末端の集落(xom)はほぼ100~200世帯で構成され、集落と村(thon)が一致する、ないし集落がいくつか集まって村を形成し、社は数ヵ村から成るのが一般的である。歴史的に形成された自治村落ラン(lang)は、行政単位の村(thon)の範囲とほぼ一致し、現在でも(旧型)合作社が村ごとに組織されているケースが多い。その意味では、合作社が最も、伝統的な村落共同体を引き継いでいる組織ということになる。日本にあてはめれば、ソムは字に当たり、自治村落の実体としてのラン(むら)が字を複数束ねた大字に当たり、社が行政村に相当することになり、両国の農村構造はかなり類似しているといえる。

2) 紅河デルタ農村では、第二次大戦後のしばらくまで、ランは自治村落として機能を続けてきた。制度を廃止に追いやったのは、ヴェトナム共産党であった。里長や副里などの村レベルの役人職が廃止されたばかりでなく、耆目会同等むら有力者層の自治組織も廃止した⁴¹⁾。むらの財政的基盤であった公田も1954~55年の土地改革で消滅した。ただし、新しい末端行政単位としての社はいくつかのランを束ねるものであり、そこに設置された人民委員会が統治する形になったものの、その後、主としてランの範囲で組織された農業合作社が農業生産だけでなく、さまざまな社会サービスを担う主体として強化され、その意味では伝統的自治村落の機能は、形を変えつつも生き続けたと考えてよいの

41) 宮沢(1999: 72頁)。

ではないか。

3) 1988年の10号決議により、合作社は、経営主体たる農家に対し、農業生産流通関連サービスを提供する経済主体に転換し、それがもっていた行政機能を社に移管し、両者の分業体制を明確化することになった。しかし、合作社が1988年以前にどの程度強力な組織であったかの地域差に基づいて（それは伝統的なむらの村落共同体としての強弱に基盤があったであろう）、農村行政組織の再編は大きな地域的格差を伴って進行したと考えられる。そういう中で、90年代には、合作社が共有財産（土地など）を財源にして行ってきた住民サービス機能が、共有財産を社に移管する政策によって低下する一方、社には十分な行政能力が備わっていないなどの大きな混乱も生じた。そうした混乱は、いまだ完全には解消されていないと思われる。

4) 紅河デルタの農村経済は、ドイモイ以降、加速的に大きな変化を遂げている。稲作の生産性向上による農家レベルのコメ自給、野菜、果樹、畜産を中心とする農業の多角化や高付加価値化、農村内の非農業部門の発展、そして2000年代以降の外資系を中心とする工場労働機会の増加などである。また、そのようなプロセスの中で貧困削減が急速に進展してきたが、まだ広い意味の貧困の問題は完全に解消されたわけでもない。こうした状況の中で、農村制度はどう変わっていくのであろうか。2011～12年の現地調査の結果、まず合作社の主な機能は、水利、農業普及（防除を含む）、農業投入財の共同購入であり、また合作社によっては、種子生産やジャガイモ保冷庫の運営、契約栽培の仲介などの新規収益事業を展開したり、一方では水道やゴミ処理など公益事業に参入したりするケースが観察された。

4) 日本では、水利は農協ではなく、土地改良区が別途組織されてそれを担っている。土地改良区は農協よりも日本の伝統的なムラにより依拠して成り立っている組織である。紅河デルタ農村で合作社が水利を担当している事実は、合作社がヴェトナムの伝統的自治村落ランの機能をそういう形で引き継いでいることを示すものである。水道やゴミ処理といった公益事業への参入にも、そういう側面があると考えられよう。

5) 他方、行政末端単位としての社は、行政機能の強化を徐々に達成してきたと考えられる。本稿が特に注目したのは、大衆組織と連携して行っている貧困削減のためのプログラムであった。貧困世帯に認定されると、社会政策銀行から低利融資が受けられ、また家の建設に補助金も支給される。貧困世帯は、集落から村、社へとボトム・アップでリストが作成され、最終的に県で認められる。社会政策銀行融資は、集落や村レベルの農民会、婦人会、退役軍人会のいずれかを通して申請され、また返済も大衆組織によってモニターされる。大衆組織は、ヴェトナム共産党の組織ではあるが、実質的には伝統的な自治組織ランの機能を引き継いでいるとみなすことができる。社会政策銀行が融資と回収に伴う「取引費用」をほとんどかけることなく活動できるのは、むらの機能に依存しているからだといえる（なお、個別融資が基本の農業銀行も、地域によってはむらによる「取引費用」の肩代わりに部分的に依存している）⁴²⁾。社会政策銀行は、生計向上プロジェクトのみならず、大学生の奨学金の融資機能を担っており、社会的にきわめて重要な役割を果たしている。

6) ヴェトナム政府の貧困削減政策は、1988年10号決議により創設された社や村レベルの「貧困者のための基金」の積み立て制度によって補完されている。「基金」は、上からの政策ではあるが、下にそういう基盤がないと浸透しないものである。その意味では、宮沢はヴィエムサー社でのその存在を否定したものの（宮沢1999: 27頁）、紅河デルタの自治村落ランには、一定の弱者救済の慣習的メカニズムをもっており、それが現代において、社会政策銀行や「基金」という政策の形で引き継がれたと解釈できるのではないだろうか。

7) 伝統的自治村落ランがまだ生きているもう1つの証左は、自治機能を支える役員らの経済的報酬の少なさである。1ヵ月の労働報酬は、村長で87万VTD、大衆組織の村リーダー層で21万VTD、集落長に至っては10万VTDにすぎない。市場経済化の進展に伴って労働の機会費用が急上昇する中、役員として働くことは「公共」への労働奉仕にほかならない。今後徐々に、そ

42) Okae (2009) は、本稿でも取り上げたナムディン省 Thanh Loi 社における、同様の趣旨の農村金融研究である。

う役員を確保するのが困難になっていくと予想されるが、他方、自治村落の伝統からして、そう簡単にはなくならないということもまた事実であろう。

8) 安全野菜の新型合作社は、以上のような原理とは全く異なる原理に支えられている。ごく少数の才覚ある人が主導し、基本的には自らの経済的利益の追求のために組織されたものである。もちろん、そういう人が出て、動機はともかく、組織活動を主導してくれなければ、村人の市場経済への適応に困難が生じるわけであるから、合作社に劣らず重要であるという点は、当然である。

最後に、残された課題を若干提示することにしたい。

第1に、現代に生き残っているとわれわれが考えている伝統的自治村落ランの内部ガバナンスの評価にかかわる問題である。須田・泉田(1998)は、1997年に行った红河デルタの3省(ニンビン省、クアンガイ省、アンザン省)の6カ村合計300の農民世帯の金融調査の研究報告であるが、それによると、世帯を大きく役職層(県、社、ムラ、集落の役人または役職に就いている者)と非役職層にわけた場合、農業銀行融資は明らかに役職層に偏っており、社会政策銀行融資も役職層に少し偏りがあるという結果を得ている。われわれは、社会政策銀行融資の実態について踏み込んだ調査をしていないので、この点については今後の課題とせざるを得ない。

第2に、合作社の財務内容および財務構造についての分析が不十分となった。この点は、合作社をどう政策的に位置づけるべきかという根本的問題と関連している。協同組合なら、組合員からの出資や貯金、借入金、政府補助金などで民主的に(つまり1人1票制)で運営し、余剰が出たら出資金に対する配当で対応するのが原則である。しかし、この点において、ヴェトナムの旧型合作社はきわめて曖昧で不透明な現状となっている。たとえば、われわれの調査した合作社の中にも、余剰金を年々蓄積し、それを元手に新規事業を始めたり、貸付事業を始めたりする事例があった。組合員による出資とそれに対する配当というシステムはない。また水利や農業普及などは非収益事業と位置づけられている印象を受けたが、水道やゴミ処理といった新規の公益事業で多くの利益を出す合作社もあった。しかし、他方で、合作社の職員や役員は、民間企業に相当

するような十分な経済的報酬を得ていない実態もある。このあたりの混乱は、合作社改革がまだトランジション段階にあり、ヴェトナム政府も明確な方針をもっていないのではないか。今後の動向を注視していく必要があるだろう。

参考文献

- 石川滋「ヴェトナム市場経済化協力の課題」（石川滋・原洋之介編『ヴェトナムの市場経済化』東洋経済新報社，1999年），3-37頁。
- 岩井美佐紀「ドイモイ以降のベトナム農村コミュニティの再編——紅河デルタ村落コックタイン合作社の自治機能をめぐって——」（『アジア研究』45巻1号，1999年6月），61-100頁。
- 岡江恭史「ベトナムの新設合作社とそのリーダーシップ：ハイズオン省における畜産合作社の事例より」（『ベトナムの社会と文化』第7号，2007年），24-55頁。
- 桜井由躬雄『ベトナム村落の形成——村落共有田＝コンディエン制の史的展開』創文社，1987年。
- 桜井由躬雄「戦場から市場へ——激動のインドシナ」（石井米雄・桜井由躬雄編『東南アジア史①大陸部』山川出版社，1999年a），442-483頁。
- 桜井由躬雄「合作社を基礎とする新しい農民生産組織の建設」（石川滋・原洋之介編『ヴェトナムの市場経済化』東洋経済新報社，1999年b），111-131頁。
- 須田敏彦・泉田洋一『ベトナム農村金融の現状と問題点——ベトナム農村金融調査報告——』Working Paper Series No. 98-F-001, Department of Agricultural and Resource Economics, The University of Tokyo, 1998年6月。
- 竹内郁雄「ドイモイ下のベトナムの農業協同経営・協同組合運動試論」（白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所，1999年），249-296頁。
- 長憲次『市場経済下ベトナムの農業と農村』筑波書房，2005年。
- トラン・ヴァン・トゥ『ベトナム経済発展論——中所得国の罫と新たなドイモイ』勁草書房，2010年。
- 宮沢千尋『ベトナム北部村落構造の歴史的变化（1907-1997）』東京大学提出博士論文，1999年。
- 宮嶋博史「東アジア小農社会の形成」（アジアから考える[6]『長期社会変動』溝口・浜下・平石・宮嶋編，東京大学出版会，1994年），67-96頁。
- 桃木至朗「一〇～一五世紀の南海交易とヴェトナム——中越関係への一視角」（シリーズ世界史への問い『移動と交流』板垣・小谷・二宮・浜下・川北・柴田・後藤編，岩波書店，1990年），225-256頁。
- Gourou, Pierre, *Les Paysans du Delta Tonkinois: Etude de Geographie Humaine*, Paris: Editions d'Art et d'Histoire, 1936. (『仏印の村落と農民』上 内藤莞爾訳 東京：生活社)
- Okoe, T., "Rural Credit and Community Relationship in a Northern Vietnamese Village", *Southeast Asian Studies*, 47(1), June 2009, 3-30.
- Robinson, Marguerite S., *The Microfinance Revolution: Sustainable Finance for the Poor*, World Bank, 2001.
- Scott, James, C., *The Moral Economy of the Peasant: Rebellion and Subsistence in South-*

east Asia, New Haven: Yale University Press, 1976.
Yanagisawa, M., “Fund-raising Activities of a Cooperative in the Red River Delta: A Case Study of the Coc Thanh Cooperative in Nam Dinh Province, Vietnam”, *South-east Asian Studies*, 38(2), September 2000, 123–141.

【補遺】

ナムディン省 Y Yen 県 Yen Bang 社のオフィスに掲げてあった「社会政策銀行からの優遇貸付政策についてのお知らせ」の内容は次の通り。

社会政策銀行は 17 の貸付プログラムを実施しており、うち 13 つは国内資金、4 つは外国援助資金を使ったものです。ナムディン省では、このうち以下の 7 つのプログラムを実施しています。

1. 貧困世帯への融資

政府規定第 78/2002/ND-CP (2002 年 10 月 4 日) による最大 3000 万 VTD/世帯、最長期間 60 ヶ月 (5 年) の融資。

2. 苦学生への融資

政府首相規定第 157/2007/QD-TTg (2007 年 9 月 27 日) による最大 86 万 VTD/月 の融資。

3. 水道および農村環境衛生のための融資

政府首相規定第 62/2004/QD-TTg (2004 年 4 月 16 日) による各種工程への最大 400 万 VTD の融資。

4. 外国出稼ぎ労働のための融資

中央銀行総裁規定第 365/2005/QD-NHNN (2005 年 4 月 13 日) による最大 3000 万 VTD/人 の融資で、期間は契約による外国労働に従事する機関を超えないこと。

5. 生計確保のための融資

政府首相規定第 71/2005/QD-TTg (2005 年 4 月 5 日) および政府首相規定第 15/2008/QD-TTg (2008 年 1 月 23 日)、通達第 14/2008/TTLT-BLDTBXH-BTC-BKHDT (2008 年 7 月 29 日) による最大、世帯当たり

市場経済移行下ヴェトナム紅河デルタの行政と農村社会

2000 万 VTD, 商業生産ユニット当たり 5 億 VTD, 最長期間 60 ヶ月 (5 年) の融資。

6. 商売および家建設のための融資 (KFW プロジェクト)

ドイツ政府の融資プロジェクト「中小企業起業発展プログラム」(2005 年 8 月 26 日, 財務省および社会政策銀行との契約) による最大 1 起業当たり 5 億 VTD, 最長期間 60 ヶ月 (5 年) の融資。

7. 貧困世帯の家屋建設のための融資

政府首相規定第 167/2008/QD-TTg (2008 年 12 月 12 日) による最大 800 万 VTD, 最長期間 10 年の融資。

8. 政府からの通達しだいでその他融資あり。